

# 上脇教授とたつみコータロー氏が対談 自民党の裏金問題を語る



上脇氏(右)とたつみ氏(左)

## 企業団体献金禁止の改革を

「パーティ券裏金疑惑を解明！」をテーマに日本共産党のたつみコータロー元参議院議員と上脇博之神戸学院大学教授の緊急対談が、2月26日アルカスホールで行われました。主催は、大阪12区市民連合と、進歩と革新をめぐす寝屋川市市民懇話会(寝屋川革新懇)の共催で320人が参加しました。

たつみ氏は、政治資金パーティ券を大企業が購入している実態を述べ、「政治がカネでゆがめられている。裏金の使い道が政治活動として適切かどうかも解明を」と強調しました。

上脇氏は、不起訴となった告発内容を示して「分かっているのは氷山の一角」と指摘し、徹底究明を求めました。維新の会も政治資金パーティを行っている実態も出され、たつみ氏は、裏金政治をなくすために国会での証人喚問や企業・団体献金の全面禁止を指摘しました。

上脇氏は、民意をゆがめる選挙制度を変えるべきだとして、「政治改革は主権者国民のために言うべき」と言い続けることを強調しました。



## 児童手当 高校生まで 偶数月に支給へ

第1.2子	現行支給額	新制度
0~2歳	15,000円	
3歳~小学生	10,000円	
中学生	10,000円	
高校生	0円	10,000円

第3子以降	現行支給額	新制度
0~2歳	15,000円	30,000円
3歳~小学生	15,000円	30,000円
中学生	10,000円	30,000円
高校生	0円	30,000円

2024年度予算では、児童手当の拡充予算が計上されています。変更点は以下のとおりです

- ①「所得制限を撤廃」し、親の所得に関係なく全ての子どもを対象に支給されます。
- ②支給期間を「高校生まで延長」するとともに、多子加算のカウント方法を「22歳の年度末まで」とし、支給額を「第3子以降は3

万円」とします。

- ③支払い回数を現行の年3回から、年6回(偶数月)に変更し、

一方で政府は、児童手当の支給対象を高校生まで拡大するのに伴い、16歳~18歳の扶養控除について縮小する方針です。

所得税は、現行の年38万円から25万円に、

2024年12月支払い分から新制度を適用します。

住民税は現行の33万円から12万円に縮小。所得税は2026年以降、住民税は2027年度以降に適用する方針です。

## その一方で増税も



# 市民の要望をうけ 意見書4本を提案

## 国連で「56条見直し勧告」

日本共産党市議団は、3月議会に4本の意見書を提案しています。

- ①核兵器禁止条約第3回締約国会議にオブザーバー参加を求める意見書
- ②所得税法56条廃止を求める意見書
- ③最低賃金の改善と中小企業支援先の拡充を求める意見書
- ④障害者相談支援事業委託費の消費税を非課税にすることを求める意見書

意見書の採択は、各行政区の議会で採択に至る方法が違います。寝屋川市議会は、全会派（5会派）の賛成によって採択する方法で、採択するための協議は、各会派代表者会議で行います。

3月議会では、13日午後2時からの議会運営委員会の終了後に開催される各会派代表者会議（非公開）で協議されます。

所得税法56条の廃止を求める意見書では、中小業者を支えている家族従業者の働き分である自家労賃は「配偶者とその家族が事業に従事した時、対価の支払いが必要経費に参入しない」という所得税法56条の廃止を求めるものです。

2016年3月国連女性差別撤廃委員会「56条見直し」勧告が出されています。

全国では571自治

体の議会で採択され、大阪府内では、以下17の自治体の議会で意見書が採択されています。

大阪狭山市、泉南市、阪南市、池田市、和泉市、高石市、貝塚市、摂津市、交野市、吹田市、茨木市、岸和田市、泉佐野市、大東市、岬町、田尻町、能勢町です。



### 議員日誌



中林  
かずえ

暮らし何でも相談会では、介護認定や介護サービスに関わる相談が多いです。

昨年末には、施設入所利用料が月18万円近くもかかり、払えないという相談が何件か続きました。

今年になって介護認定に関わる相談が増えています。

介護認定の申し込み方がわからない高齢者もおられます。

最近の事例では、要介護で他市の施設に入所している市民が、介護認定の更新で要支援になり、再認定した調査員が「なぜ要支援になったのか？不思議」と言われるような事例もあります。

介護の必要性の実

態に見合う認定になるようにすべきです。

また、要支援に認定された方の要介護度がすすまないようにする必要がありま

要支援に認定されると短期集中型サービス（運動療法、筋力トレーニングなど）を3か月間受けることになり、その過程で支援が必要な方には、ホームヘルプサービスやデイサービスが提供されます。

介護保険制度は、国の改悪が続いており、さらにサービスが使いにくくされようとしています。

命と暮らしを支える介護サービスを守るために声をあげましょう。

## 還付申告で税金が軽減

### 5年間さかのぼって還付

税務署は、年金収入が400万円以下の年金以外の所得金額が20万円以下の場合に確定申告はしなくて良いとしています。

しかし、確定申告（還付請求）すれば所得税が戻り、翌年の住民税が軽減される場合があります。

例えば、年末調整を受けず給与から税金が引かれている人、年金から税金が引かれている人は、国民健康保険

料、後期高齢者医療保険料、生命保険料などの社会保険料や、医療費、入院のおむつ代などが医療費として控除できます。

★医療費は10万円以下でも控除

医療費控除額は、所得の5%か、10万円のどちらから低い額を医療費総額から引いて算出します。

例えば、65歳で年金200万円の場合、年金控除額110万円を引いた90万円の5%（4万5000円）を医療費総額から引いて医療費控除額を算出します。

◆メガネ、補聴器の購入費用も医療費として申告できる場合があります。

★障害者控除の認定で負担軽減

障害者手帳がなくても、要介護認定者で「障害者と同等程度の障害がある」と市が認定すれば、障害者控除の対象となります。

◆窓口は、市高齢介護室（072・838・1075）で、申請により「障害者控除対象者認定書」の交付を受け障害者控除が申告できます。

★生計を一にして

いる扶養控除

6親等内の血族・3親等内の姻族で住居などしている場合は、別に住んでいても扶養控除ができます。

●還付請求は、5年間にさかのぼっていつでもできます。

